

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年10月 5日	第172号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
条	例	
○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(総務・給与課) (第40号)	9
<hr/>		
規	則	
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課) (第89号)	41
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第90号)	42
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第91号)	43
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第92号)	45
○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第93号)	47
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第94号)	48
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第95号)	49
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第96号)	51
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第97号)	53
<hr/>		
告	示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第558号)	55
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第559号)	56
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第560号)	62
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第561号)	64
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第562号)	66

○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第563号)	67
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第564号)	68
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第565号)	71
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5及び第45号の6の市長が告示する機関について	(住都・建築指導課)	(第566号)	73
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について	(住都・建築指導課)	(第567号)	75
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第568号)	77
○ 令和4年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正	(環境・減量推進室)	(第569号)	79
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課)	(第570号)	80
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課)	(第571号)	82
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課)	(第572号)	84
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第573号)	86
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第574号)	88
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第575号)	90
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第576号)	92

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第27号)	93
--------------------	--------------	--------	----

選挙管理委員会告示

○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名について		(第20号)	95
---------------------------------------	--	--------	----

人事委員会規則

○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則		(第6号)	96
----------------------------------	--	-------	----

上下水道局告示

○ 指定納付受託者の指定について		(第13号)	97
------------------	--	--------	----

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程等の一部改正		(第25号)	98
---	--	--------	----

交通局管理規程

○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規程及び職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正		(第22号)	104
○ 会計年度任用職員就業規程の一部改正		(第23号)	105
○ 期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正		(第24号)	106

公

告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課)
-

107

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（第40号）

1 改正内容

地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員の定年等に関し必要な事項を定める等するものです。

- (1) 職員の定年年齢の引上げを行います。（第 3条及び附則関係）
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に関し必要な事項を規定します。（第 6条から第12条まで関係）
- (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入に関し必要な事項を規定します。（第13条関係）
- (4) 60歳以降の勤務条件等の情報の提供及び勤務の意思の確認について規定します。（附則関係）
- (5) その他規定の整理を行います。（第 1条、第 4条、第14条及び附則関係）

2 関係条例の整理等

本市職員の定年等に関する必要な事項の規定等に伴い、職員の再任用に関する条例（平成13年名古屋市条例第25号）、名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）、職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）、職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）、名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名

古屋市条例第 1号) 及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和28年名古屋市条例第23号) の規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 4年10月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 公印規則の一部を改正する規則 (第89号)

1 改正内容

市営住宅管理事務専用の市長印の用途について、規定の整備を行います。(別表関係)

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則 (第90号)

1 改正内容

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第15条関係)

2 施行期日

令和 4年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正について (第91号)

1 改正内容

(1) 子ども・子育て支援法 (平成26年法律第65号) の改正に伴い、規定を整理します。(第 3条関係)

(2) 現況届のオンライン化に合わせて届出事項を簡略化するため、様式を改めます。(第 7号様式)

2 施行期日

(1) 令和 4年10月 1日から施行します。ただし、第 3条第 1項の改正規定は、令和 5年 4月 1日から施行します。

(2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとしします。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第92号）

1 改正内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る事務を実施するため、財政局税務部に設置する主幹（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整）及び健康福祉局高齢福祉部に設置する主幹（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の名称を変更し、分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 4年10月 1日から施行します。

○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則（第93号）

1 改正内容

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（本則関係）

2 施行期日

令和 4年10月 1日から施行します。

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第94号）

1 改正内容

職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条の 2関係）

2 施行期日

令和 4年10月 1日から施行します。

- 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第95号）
 - 1 改正内容
期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る期間の算定について、規定の整理を行います。（第7条関係）
 - 2 施行期日
令和4年10月1日から施行します。

 - 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第96号）
 - 1 改正内容
期末手当に係る在職期間の算定について、規定の整理を行います。（第8条関係）
 - 2 施行期日
令和4年10月1日から施行します。

 - 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第97号）
 - 1 改正内容
市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）中別表を改正するものです。
 - 2 施行期日
令和4年12月1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は、公布の日から施行します。
-

達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第27号）

1 改正内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る事務を実施するため、財政局税務部税制課に設置する主査（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整）及び健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課に設置する主査（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の名称を変更し、分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 1 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第40号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第

28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第8条の2第1項又は企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第3条の2の規定により管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として人事委員会規則で定め

る職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(1) 職員の給与に関する条例別表第5 1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職(第6条第1項各号に掲げる職であって同条第2項各号に掲げる職を除くものをいう。以下この章及び附則第4項において同じ。)を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日

までの間をいう。以下この章、附則第4項及び第5項において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充

することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日の属する年度の末日以降に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。）に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(異動期間の延長に関する経過措置)

- 4 特定期間における第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した

職員であって定年退職日において管理監督職を占めている職員に対する第4条の規定の適用については、同条第1項中「同条」とあるのは「第9条第1項又は第2項の規定により当該職員に係る定年退職日まで異動期間が延長され、かつ、人事委員会の承認を得たときに限り、第2条」と、「当該職員に係る」とあるのは「当該」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職（第9条第1項の管理監督職をいう。次項において同じ。）に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項中「に係る定年退職日」とあるのは「が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とする。

- 5 特定期間における第9条第1項から第3項までの規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長しようとする職員であって当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内に定年退職日がある職員に対する同条第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「起算して1年を超えない」とあるのは、「定年退職日までの」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものと

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第19項の規定は公布の日から、附則第35項及び第37項の規定は令和4年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日におけるこの条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下この項、附則第4項、第8項、第9項及び第18項において「新条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日におけるこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年。以下この項において同じ。）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績

その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

5 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

6 暫定再任用職員（附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。

7 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

8 任命権者は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施

行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（附則第3項若しくは第4項又はこの項若しくは次項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第18項において同じ。）に達しているもの（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 10 前2項の場合においては、附則第5項から第7項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）
- 11 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 12 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）
- 13 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 14 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、

常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

15 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3項から第10項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び附則第17項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

16 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第15項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

18 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日にお

いて同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 19 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

- 20 職員の再任用に関する条例（平成13年名古屋市条例第25号）は、廃止する。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

- 21 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第2条第1項第4号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表第4 1の項中「第6条第12項第1号」を「第6条第11項第1号」に改め、同表2の項中「第6条第12項第2号」を「第6条第11項第2号」に改め、同表3の項中「第6条第12項第3号」を「第6条第11項第3号」に改め、同表5の項中「第6条第12項第4号」を「第6条第11項第4号」に改める。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、前項の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 23 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和2年名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第6条第12項」を「第6条第11項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 24 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(別表第1)

(2) 消防職給料表(別表第2)

(3) 教育職給料表(別表第3)

ア 削除

イ 教育職給料表(2)

ウ 教育職給料表(3)

エ 教育職給料表(4)

(4) 研究職給料表(別表第4)

(5) 医療職給料表(別表第5)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(6) 指定職給料表（別表第6）

第5条第2項中「（再任用職員を除く。）」を削り、同条第3項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第6条第6項中「2号給」を「0号給」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とする。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第4項、第20条の2第2項、第20条の6第2項及び第20条の8第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第13項ただし書中「（再任用職員を除く。）」を削る。

附則第14項中「条例第6条第12項」を「第6条第11項」に改める。

附則中第17項を削り、第18項を第17項とし、附則に次の8項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第3項並びに同条第5項、第6項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋

屋市条例第1号)第3条ただし書に規定する職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が

定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第6項（第20条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第6項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。

25 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表第3に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	180,100 円	202,200 円	222,700 円	243,100 円

別表第1備考に次の1項を加える。

4 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
基準給料月額	174,900 円	212,800 円	239,200 円	257,200 円	270,100 円	295,800 円	334,400 円	365,200 円	414,100 円

別表第2備考に次の1項を加える。

4 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	174,900 円	212,800 円	239,200 円	257,200 円	270,100 円	295,800 円	334,400 円	365,200 円

別表第3 2 教育職給料表(2) 備考に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	218,600 円	270,300 円	311,000 円	388,400 円

別表第3 3 教育職給料表(3) 備考に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級
基準給料月額	188,900 円	257,400 円	303,800 円

別表第3 4 教育職給料表(4) 備考に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
基準給料月額	209,900	268,100	286,000	303,800	380,700

別表第4備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

2 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基準給料月額	202,900	255,400	265,500	306,100	359,200	386,700	414,100

別表第5 1 医療職給料表(1)備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の1項を加える。

2 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	276,300	334,100	368,400	437,200

別表第5 2 医療職給料表(2)備考に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基準給料月額	174,900	212,800	239,200	257,200	270,100	295,800	334,400

別表第5 3 医療職給料表(3)備考に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基準給料月額	174,900	212,800	239,200	257,200	270,100	295,800	334,400

別表第7を削り、別表第8を別表第7とし、同表9行政職等給料表級別基準職務表を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

25 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項から第27項までにおいて「新条例」という。)第5条、第6条第10項、第15条第2項、第20条第4項、第20条の2第2項各号、第20条の6第2項、第20条の8第4項及び附則第13項の規定の適用については、第5条第1項中「とおりの」とあるのは「もののほか、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)附則別表第1及び附則別表第2の給料表」と、同条第2項中「規定する職員」とあるのは「規定する職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。))を除く。」と、同条第3項中「別表第7の級別基準職務表」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3」と、第6条第10項中「法第22条の4第1項に規定する短時

間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項又は第4項の規定により採用された職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額とし、同条例附則第8項又は第9項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」と、第15条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第20条第4項、第20条の2第2項各号、第20条の6第2項及び第20条の8第4項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」と、附則第13項中「これらの職員」とあるのは「これらの職員（暫定再任用職員を除く。）」とする。

26 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合（附則別表第2の適用を受ける職員にあつては、括弧内の割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、新条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（新条例第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定により定められる額とする。

- (1) 暫定再任用職員でその職務の級が9級であるもの 1,000分の288（1,000分の226）
- (2) 暫定再任用職員でその職務の級が8級であるもの 100分の17（1,000分の104）
- (3) 暫定再任用職員でその職務の級が7級であるもの 1,000分の106（1,000分の37）

27 施行日から令和10年3月31日までの間において、旧条例定年に達する日の

属する年度の末日までの間にある職員に対する新条例第6条第6項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 28 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則別表を削る。

- 29 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則別表第6に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
基準給料月額	180,100	202,200	222,700	243,100	263,500

(教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

- 30 教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「若しくは4教育職給料表(4)」を「又は4教育職給料表(4)」に改め、「又は別表第7 行政職等給料表の3級から5級まで」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 給与条例附則第18項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出した額とする。
- 3 給与条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額と給与条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額とする。

(教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 31 暫定再任用短時間勤務職員に対する前項の規定による改正後の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（次項において「新条例」という。）第2条の規定の適用については、同条中「地方公務員法第22条の4第1項に規定す

る短時間勤務の職を占める」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された」とする。

- 32 暫定再任用職員に対する新条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は4教育職給料表(4)の1級、2級若しくは特2級」とあるのは、「若しくは4教育職給料表(4)の1級、2級若しくは特2級又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則別表第1若しくは附則別表第2の3級から5級まで」とする。

（職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

- 33 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第5条第2項、第12条及び第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 34 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 35 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生した日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第5号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当するとき、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当するとき） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後であるときにあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をするときにあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休

業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき。

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当するとき。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき。

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当するとき）とする。

第2条の4第2号中「とき」を「とき。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「地方等育児休業をしているとき」を「地方等育児休業をしているとき。」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して

地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがないとき。

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

36 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条第1項に規定する職を占める職員

第6条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

37 一部施行日前に附則第35項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の規定により計画を申し出た職員に対する同号の規定の

適用については、なお従前の例による。

- 38 暫定再任用短時間勤務職員は、附則第36項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第6条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 39 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条第1項に規定する職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 40 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年名古屋市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和58年名古屋市条例第1号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第6条第1項に規定する職を占める職員

第11条第4号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)が延長された定年条例第6条第1項に規定する職を占める職員

(職員懲戒条例の一部改正)

41 職員懲戒条例（昭和26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「において、」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員退職手当条例の一部改正）

42 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同項第4号中「教育公務員特例法の」を「同法の」に改め、「及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に相当する職を占める者」を削る。

第6条の2第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条の3第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第19条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「にあつては」を「には」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「及び前項」を「、前項及び次項から附則第8項まで」に改め、附則に次の5項を加える。

4 当分の間、職員の給与に関する条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料を支給される職員の退職手当の算定の基礎となる給料月額

は、同条例附則第18項の規定により算出した額と同条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額とする。

5 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第3条ただし書に規定する職員、定年の定めのない職を退職した者及び第6条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「第2項」とあるのは「第2項並びに附則第5項」とする。

6 職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

7 当分の間、給料月額7割措置を受けていた者の基礎在職期間中に、給料月額7割措置を受ける日前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。）のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料日額」という。）が、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）における当該給料月額7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。以下「7割措置前給料日額」という。）及び給料日額よりも多く、かつ、7割措置前給料日額が給料日額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第4条、第6条又は第6条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料日額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料日額を基礎と

して、第4条又は第6条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料日額に、アに掲げる日数からイに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

ア その者が7割措置前給料日額に係る7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合におけるその者の同日までの勤続期間に対応する日数

イ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する日数

(3) 給料日額に、その者に対する退職手当の基本額が第4条又は第6条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する日数から前号アに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

8 当分の間、第6条の2の2の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは、「旧条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項の旧条例定年をいう。）」とする。

（職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

43 暫定再任用職員に対する前項の規定による改正後の職員退職手当条例（次項において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「並びに職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された者を除く」とする。

44 暫定再任用短時間勤務職員は、新条例第19条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

45 名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項」を「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項」に改め、「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を削る。

(名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 46 暫定再任用短時間勤務職員は、前項の規定による改正後の名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 47 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年名古屋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条の3第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 48 暫定再任用短時間勤務職員に対する前項の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)附則第8項又は第9項の規定により採用された」とする。

- 49 新条例第9条の3第2項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

附則別表第1

職務の級	給料月額
	円
1 級	137,900
2 級	172,200
3 級	212,800
4 級	241,600 (257,200)
5 級	263,500
6 級	270,700
7 級	277,900 (295,900)
8 級	326,300 (356,100)
9 級	402,900

- 備考 1 この表は、附則別表第2の適用を受けない暫定再任用職員に適用する。
 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2

職務の級	給料月額
	円
1 級	131,100
2 級	163,700
3 級	199,700
4 級	230,200 (243,500)
5 級	250,600
6 級	257,400
7 級	264,100 (281,300)
8 級	310,100 (338,600)
9 級	382,900

- 備考 1 この表は、暫定再任用職員のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第19条(同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。)に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第 3

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務に従事する職員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の職務
4 級	主任の職務
5 級	係長又は主査の職務
6 級	重要、複雑かつ困難な業務を処理する係長の職務
7 級	課長又は主幹の職務
8 級	部長又は参事の職務
9 級	市長の事務部局の局長、区長、会計管理者、行政委員会（教育委員会を除く。）の事務局長又は教育次長の職務

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 9月 26日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第89号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。
別表市長印の項用途の欄中「及び通知」を「、通知及び督促」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第90号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第4号中「第15条」を「第14条の2」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第91号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項第 1号中「第19条第 1項第 1号」を「第19条第 1号」に改め、同項第 2号中「第19条第 1項第 2号」を「第19条第 2号」に改める。

第 7号様式中「父母の状況欄のとおり」を削り、

区	分	父 母 の 状 況	
		父	母
就 労 状 況 等	形 態		
	勤 務 (就 学) 先		
	所 在 地		
	就 労 開 始 (入 学) 日		
	就 労 (通 学) 日 数		
	就 労 (修 学) 時 間		
	卒 業 (修 了) 予 定 日		
	出 産 (予 定)		
	育 児 休 業 の 取 得 予 定		
	そ の 他		
	不 在		

を

出 産 (予 定)	
育 児 休 業 の 取 得 予 定	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4年10月 1日から施行する。ただし、第 3条第 1項の改正規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第92号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条財政局税務部税制課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関すること。

第9条第1項の表財政局税務部住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整の項を次のように改める。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に係る調整	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整に関すること。	1
	2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る調整に関すること。	

第9条第1項の表健康福祉局高齢福祉部住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の項を次のように改める。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等	1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。	1
	2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関すること。	
	3 前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第93号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第6号の10中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改める。

本則第6号の11中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第94号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

第3条の2第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第2条の3第3号に規定する「市長が定める特別の事情」とは、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第95号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「の承認に係る期間が1月以下である者」を「が次に掲げるものである場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第96号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「の承認に係る期間が1箇月以下である者」を「が次に掲げるものである場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業
- (2) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある

ときは、それぞれの期間を合算した期間) が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第97号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表戸田荘の項中

10階建	平成21年度	180	を	7階建	令和2年度	49	に改
	平成24年度	160		10階建	平成21年度	180	
	平成28年度	150		平成24年度	160		
		平成28年度	150				

める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表戸田荘の項中

「

386号から390号まで、392号から397号まで、399号から469号まで、471号から488号まで、490号から509号まで、511号から589号まで、688号から782号まで、833号から839号まで、841号から853号まで、880号から934号まで、936号から956号まで、958号から965号まで、977号から985号まで、1001号から1308号まで及び1338号から1377号まで

」

「

386号から390号まで、392号から397号まで、399号から469号まで、471号から488号まで、490号から509号まで、511号から589号まで、688号から782号まで、833号から839号まで、841号から853号まで、880号から934号まで、936号から956号まで、958号から965号まで、977号から985号まで及び1001号から1377号まで

」

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 558号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 9月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
伊藤歯科医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目20番14号	令和 4年 7月 1日
みつばち薬局	名古屋市名東区藤が丘 141番地	令和 4年 8月 6日
塩釜調剤薬局	名古屋市天白区塩釜口二丁目1104番 地	令和 4年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 559号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 9月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社マザーアース
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中川区西伏屋二丁目1210番地の 1
	新	名古屋市中川区法華一丁目25番地
介護事業所の名称		メイカイ介護サービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区西伏屋二丁目1210番地の 1
	新	名古屋市中川区法華一丁目25番地
変更年月日		令和 4年 7月 7日

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地

介護事業所の名称	ニチイケアセンター桃山
介護事業所の所在地	名古屋市緑区桃山三丁目 510番地
変更年月日	令和 4年 6月27日

介護事業者の名称	株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介護事業所の名称	ニチイケアセンターみどり
介護事業所の所在地	名古屋市緑区潮見が丘三丁目43番地
変更年月日	令和 4年 6月27日

介護事業者の名称	株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介護事業所の名称	ニチイケアセンター神の倉
介護事業所の所在地	名古屋市緑区赤松 716番地
変更年月日	令和 4年 6月27日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社スマイル
介護事業者の所在地	名古屋市昭和区広路通 3丁目 2番地の 1
介護事業所の名称	訪問看護ステーションスマイル
介護事業所の所在地	旧 名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1
	新 名古屋市昭和区広路通 3丁目 7番地の 1
変更年月日	令和 4年 5月26日

3 通所介護

介護事業者の名称	株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地

地	新	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター桃山
介護事業所の所在地		名古屋市緑区桃山三丁目 510番地
変更年月日		令和 4年 6月27日

4 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称		医療法人和伸会
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池南25番 5号
介護事業所の名称	旧	医療法人和伸会介護老人保健施設太陽の森
	新	医療法人和伸会介護老人保健施設夢眠もりやま
介護事業所の所在地		名古屋市守山区大森八龍二丁目1016番地
変更年月日		令和 4年 8月 1日

5 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介護事業者の名称		医療法人和伸会
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池南25番 5号
介護事業所の名称	旧	医療法人和伸会介護老人保健施設太陽の森
	新	医療法人和伸会介護老人保健施設夢眠もりやま
介護事業所の所在地		名古屋市守山区大森八龍二丁目1016番地
変更年月日		令和 4年 8月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		有限会社千種介護相談所
介護事業者の所在地		名古屋市千種区霞ヶ丘 2丁目 8番 4
介護事業所の名称		有限会社千種介護相談所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区京命一丁目 3番44号
	新	名古屋市千種区霞ヶ丘 2丁目 8番 4
変更年月日		令和 4年 7月25日

介護事業者の名称	合同会社ここね	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区相川一丁目 121番地の 1	
介護事業所の名称	ここね居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区野並二丁目 421番地
	新	名古屋市緑区相川一丁目 121番地の 1
変更年月日	令和 4年 7月 1日	

7 介護老人保健施設

介護事業者の名称	医療法人和伸会	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区今池南25番 5号	
介護事業所の名称	旧	医療法人和伸会介護老人保健施設太陽の森
	新	医療法人和伸会介護老人保健施設夢眠もりやま
介護事業所の所在地	名古屋市守山区大森八龍二丁目1016番地	
変更年月日	令和 4年 8月 1日	

8 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	株式会社あるこふ	
介護事業者の所在地	名古屋市南区宝生町 3丁目15番地	
介護事業所の名称	旧	脳卒中特化型デイサービスあむれぐ
	新	まちづくりデイサービスみなりは
介護事業所の所在地	名古屋市南区宝生町 3丁目15番地	
変更年月日	令和 4年 7月 1日	

介護事業者の名称	株式会社MR S	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地	
介護事業所の名称	旧	リハビリデイサービス徳重
	新	リハビリデイサービスみどり B E Y O N D
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区亀が洞一丁目 405番地
	新	名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地

変 更 年 月 日	令和 3年 6月 2日
-----------	-------------

9 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社マザーアース	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区西伏屋二丁目1210番地の 1
	新	名古屋市中川区法華一丁目25番地
介 護 事 業 所 の 名 称	メイカイ介護サービス	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区西伏屋二丁目1210番地の 1
	新	名古屋市中川区法華一丁目25番地
変 更 年 月 日	令和 4年 7月 7日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ニチイ学館	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介 護 事 業 所 の 名 称	ニチイケアセンター桃山	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中川区桃山三丁目 510番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 6月27日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ニチイ学館	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介 護 事 業 所 の 名 称	ニチイケアセンターみどり	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中川区潮見が丘三丁目43番地	
変 更 年 月 日	令和 4年 6月27日	

10 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社あるこふ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中南区宝生町 3丁目15番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	脳卒中特化型デイサービスあむれぐ

	新	まちづくりデイサービスみなりは
介護事業所の所在地		名古屋市南区宝生町 3丁目15番地
変更年月日		令和 4年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
	新	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター桃山
介護事業所の所在地		名古屋市緑区桃山三丁目 510番地
変更年月日		令和 4年 6月27日

介護事業者の名称		株式会社MR S
介護事業者の所在地		名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地
介護事業所の名称	旧	リハビリデイサービス徳重
	新	リハビリデイサービスみどり B E Y O N D
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区亀が洞一丁目 405番地
	新	名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地
変更年月日		令和 3年 6月 2日

11 ミニデイ型通所サービス

介護事業者の名称		株式会社MR S
介護事業者の所在地		名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地
介護事業所の名称	旧	リハビリデイサービス徳重
	新	リハビリデイサービスみどり B E Y O N D
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区亀が洞一丁目 405番地
	新	名古屋市緑区黒沢台四丁目 209番地
変更年月日		令和 3年 6月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 560号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 9月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
森医院	名古屋市中村区西米野町 3丁目16番地	令和 4年 6月18日
小山歯科医院	名古屋市中川区五女子一丁目11番17号	令和 4年 9月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
森医院	名古屋市中村区西米野町 3丁目16番	令和 4年

	地	6月18日
小山歯科医院	名古屋市中川区五女子一丁目11番17号	令和4年 9月1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
森医院	名古屋市中村区西米野町 3丁目16番地	令和4年 6月18日
小山歯科医院	名古屋市中川区五女子一丁目11番17号	令和4年 9月1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 561 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 4 年 9 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含み、検査に際し特級基準分銅が必要となるものは除きます。

3 実施の期日

令和 4 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 562号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 9月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 563号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 9月28日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 4年 1月11日 3指令住開指第 103号	名古屋市名東区梅森坂 西二丁目1034番	名古屋市緑区倉坂1515番 地 株式会社協和設計 代表取締役 阪野末利子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 564号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団 葵会	訪問看護ステーション あ おい名古屋	名古屋市東区泉 二丁目 2番 5号	令和 4年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社一宮 福祉サポート	福祉サポート 中村営業所	名古屋市中村区 岩上町93番地	令和 4年 9月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社アキ ューネット	訪問看護ステーション 花 水木	名古屋市熱田区 切戸町 2丁目 118番地	令和 4年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ハートサービ スアスカ株式	ハートサービ スアスカ	名古屋市中川区 服部五丁目 520	令和 4年 9月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具

会社		番地		貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
----	--	----	--	------------------------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社マザーズ	よろず家せんげん	名古屋市西区押切一丁目 9番25号	令和 4年 9月 1日	通所介護
株式会社ルシエノン	訪問介護事業 所うちくる	名古屋市中村区 太閤通 9丁目 5 番地の 2	令和 4年 9月 1日	訪問介護
株式会社Unit	ケアアシスタント びおら	名古屋市港区木場町 2番地の56	令和 4年 9月 1日	訪問介護
株式会社華すみ	けあサポート A t o Z	名古屋市守山区 喜多山南19番15 号	令和 4年 9月 1日	訪問介護
合同会社HOPE	ステラ	名古屋市守山区 守山三丁目 3番 4号	令和 4年 9月 1日	訪問介護
合同会社Smileship	スマイルシ ップ訪問介護	名古屋市名東区 勢子坊二丁目 1408番地	令和 4年 9月 1日	訪問介護
株式会社学研ココファン	学研ココファ ン植田ヘルパ ーセンター	名古屋市天白区 植田本町二丁目 1604番地の 1	令和 4年 9月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社土屋	デイホーム土屋名東	名古屋市名東区 八前二丁目 301 番地	令和 4年 9月 1日	地域密着型通所介護
社会福祉法人 野並福祉会	野並デイサービスセンター	名古屋市天白区 福池二丁目 340 番地	令和 4年 9月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社中嶋 ケアサポート	ケアサポート なかじま	名古屋市北区八 竜町 1丁目36番 地	令和 4年 9月 1日	居宅介護支援
株式会社鳳凰	なでしこ居宅 介護支援事業 所	名古屋市瑞穂区 弥富町字月見ケ 岡 2番地	令和 4年 9月 1日	居宅介護支援
合同会社み・ ず・ほ	介護相談セン ターみ・ず・ ほ	名古屋市南区内 田橋二丁目28番 6号	令和 4年 9月 1日	居宅介護支援
株式会社友生	ケアプランふ じ	名古屋市緑区大 高町字粕森谷 8 番地の 2	令和 4年 9月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第82条第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社 k a p i r i n a	あかりケアセ ンター	名古屋市瑞穂区 弥富通 1丁目38 番地の 2	令和 4年 7月29日	訪問介護
株式会社心玉	健遊館 桜山 デイサービス センター	名古屋市瑞穂区 中山町 4丁目12 番地	令和 4年 7月29日	通所介護
社会福祉法人 野並福祉会	野並デイサー ビスセンター	名古屋市天白区 福池二丁目 340 番地	令和 4年 7月29日	通所介護

2 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社宮内	デイサービス	名古屋市名東区	令和 4年	地域密着型通所介

商事	泰昇・本郷	本郷一丁目 248 番地の 1	7月20日	護
株式会社桜十字	L e t ' s リ ハ!名古屋葵	名古屋市東区葵 一丁目 7番 1号	令和 4年 7月28日	地域密着型通所介 護
株式会社マザーズ	よろず家せん げん	名古屋市西区押 切一丁目 9番25 号	令和 4年 7月28日	地域密着型通所介 護
医療法人青葉会	デイサービス センター 希 望	名古屋市北区清 水三丁目17番 3 号	令和 4年 7月29日	地域密着型通所介 護
合同会社S O R A	樹楽 上志段 味	名古屋市守山区 大字上志段味字 中屋敷1517番地	令和 4年 7月29日	地域密着型通所介 護
有限会社ヒカ リエンタープ ライズ	リハビリステ ーション ヒ カリ	名古屋市名東区 八前二丁目 301 番地	令和 4年 7月29日	地域密着型通所介 護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社やまと	なでしこ指定 居宅介護支援 事業所	名古屋市瑞穂区 弥富町月見ケ岡 2番地	令和 4年 7月29日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 566 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5 及び第45号の 6 の
市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号
の 5 及び第45号の 6 の市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、平成29年名古屋市告示第 243 号は廃止します。

令和 4 年 9 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、
業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しく
は媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外 の住宅（住戸の部分及び共同住宅 の共用部分（以下これらを「住宅 部分」という。）以外の部分（以 下「非住宅部分」という。）を含 まないものに限る。）又は一戸建 の住宅以外の住宅（非住宅部分 を含むものに限る。）における住宅 部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する 法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能 評価機関（以下「登録住宅性能評 価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち 住宅部分を含まない建築物又は一 戸建の住宅以外の住宅における非 住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律（平成27年法律第 53号）第15条第 1 項に規定する登 録建築物エネルギー消費性能判定

	機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 1 及び 2 以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

附 則

この告示は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 567 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、平成29年名古屋市告示第 246 号は廃止します。

令和 4 年 9 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住宅部分」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅（非住宅部分を含むものに限る。）における住宅部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち住宅部分を含まない建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における非住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定

	機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 1 及び 2 以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

附 則

この告示は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 568号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

山田公園	北区山田町 3丁目	図面北83の区域	令和 4年 1月 1日
------	-----------	----------	-------------

」

を

「

山田公園	北区山田町 3丁目	図面北83の区域	令和 4年 1月 1日
山田北第三 なかよし公園	北区山田北町 2丁目	図面北84の区域	令和 4年10月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年10月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 569 号

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（令和 4 年名古屋市告示第 189 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

令和 4 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

2 (2) ア (7) 中「このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。」の次に「また、一時多量ごみ等（引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。」を加えます。

2 (2) ア (1) a 中「市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）」を「許可業者」に改めます。

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 570 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和 4 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市瑞穂区須田町 2 番56号

日本碍子株式会社 代表取締役 小林茂

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市緑区諸の木二丁目 501 番、502 番、503 番

15,667.41 平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 新築

主要用途 スポーツ練習場

構造 鉄骨造

建築面積 2,288.58 平方メートル

延べ面積 2,217.76 平方メートル

最高の高さ 9.90 メートル

2 意見の聴取の事項

第一種低層住居専用地域内における運動施設の新築について

3 日時

令和4年10月17日（月） 午後2時30分

4 場所

名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

緑区役所徳重支所 第1会議室及び第2会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 571号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 4年 9月30日

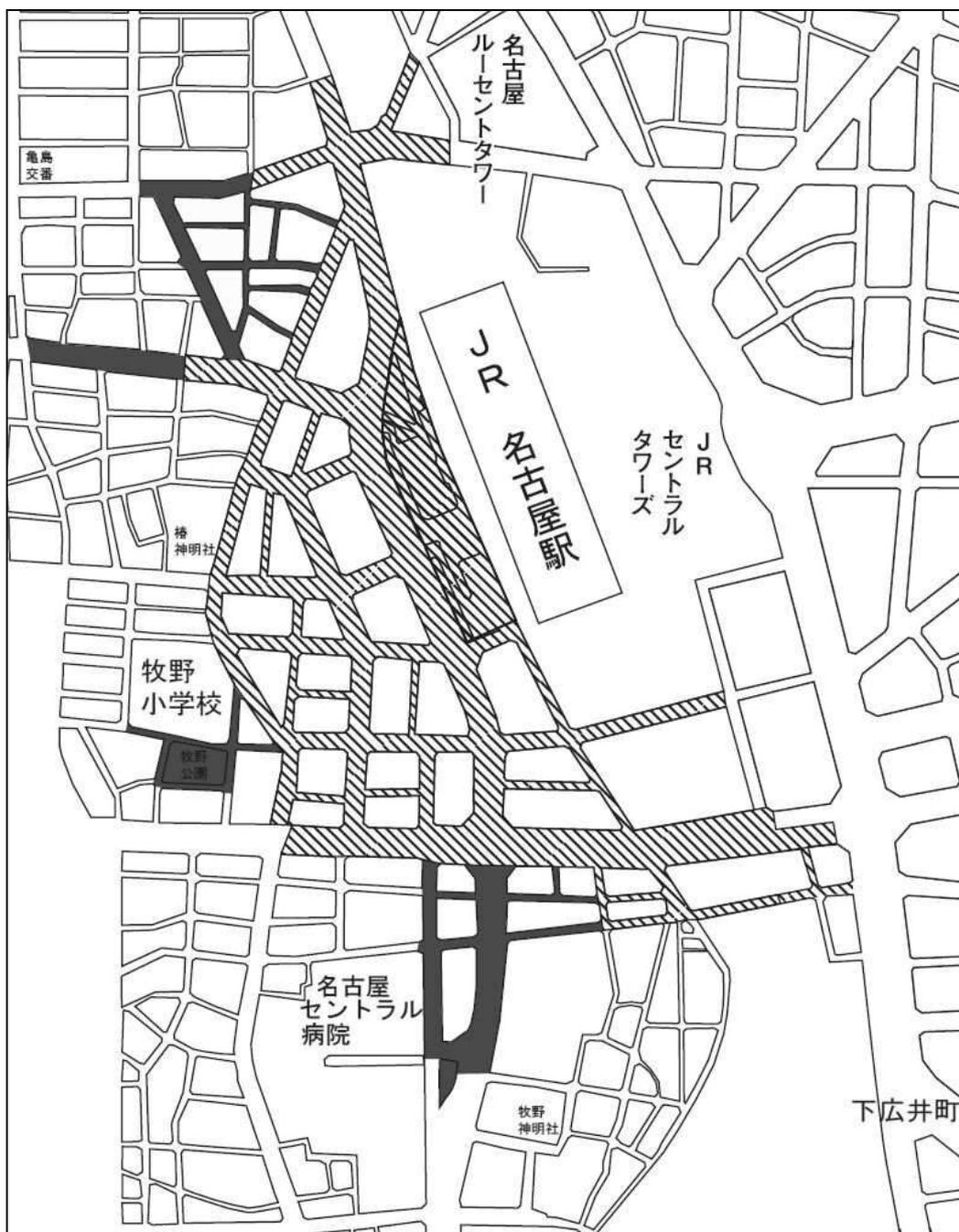
名古屋市長 河 村 たかし

名古屋駅太閤通口自転車等放置禁止区域の位置及び区域を次表のとおり加える。

変更年月日	名称	位置	区域
令和 4年11月 1日	名古屋駅太閤通口 自転車等放置禁止 区域	亀島二丁目、太閤一丁目、太閤三丁目、竹橋町、則武一丁目、則武二丁目	別図のと おり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 名古屋駅太閤通口自転車等放置禁止区域



凡例

■ 自転車等放置禁止区域（拡大）

▨ 自転車等放置禁止区域（既設）

（注）自転車駐車場は自転車等放置禁止区域から除く

名古屋市告示第 572号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 4年 9月30日

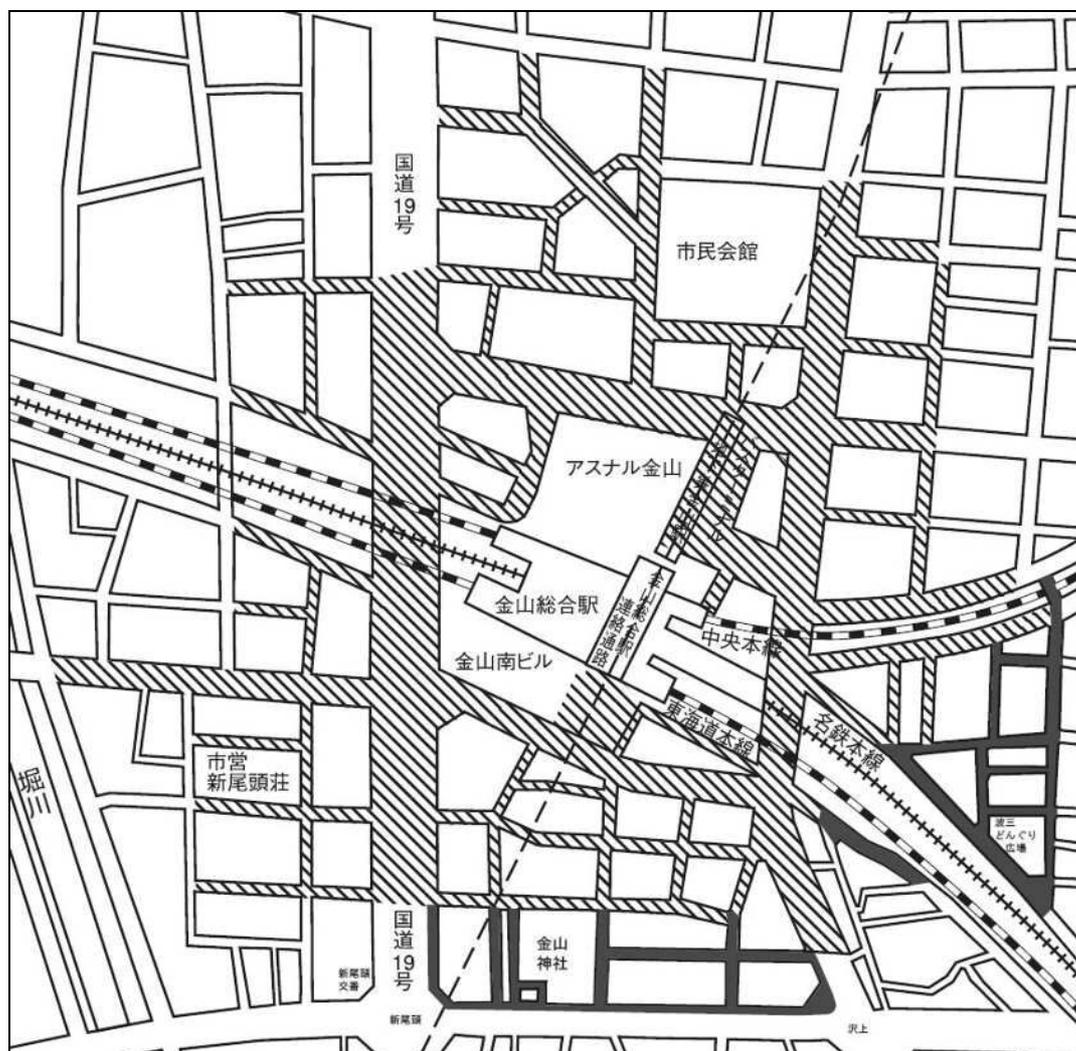
名古屋市長 河 村 たかし

金山駅自転車等放置禁止区域の位置及び区域を次表のとおり加える。

変更年月日	名称	位置	区域
令和 4年11月 1日	金山駅自転車等放置禁止区域	金山四丁目、金山町一丁目、金山町二丁目、沢上一丁目、新尾頭三丁目、波寄町、花町	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 金山駅自転車等放置禁止区域



凡例

■ 自転車等放置禁止区域（拡大）

▨ 自転車等放置禁止区域（既設）

（注）自転車駐車場は自転車等放置禁止区域から除く

名古屋市告示第573号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき事業者から名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和4年9月16日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

ウ 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

緑区役所徳重支所 (以下「徳重支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和4年9月30日(金)から10月14日(金)まで。ただし、地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、環境学習センターにあつては10月3日(月)、10日(月)、11日(火)を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第574号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から都市高速鉄道J R関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道J R関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施予定地
J R関西本線 起点：名古屋市中村区黄金通7丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
近鉄名古屋線 起点：名古屋市中村区黄金通8丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和4年9月16日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号
中村区役所
- ウ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地
中川区役所
- エ 名古屋市中川区春田三丁目215番地
中川区役所富田支所（以下「富田支所」という。）
- オ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和4年9月30日（金）から10月14日（金）まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては10月3日（月）、10日（月）、11日（火）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第575号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市上下水道局長 飯田貢

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市公共下水道 平田水処理センター

下水道終末処理場の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市西区丸野二丁目地内

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和4年9月20日（火）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号

西区役所

ウ 名古屋市西区八筋町3 5 8番地の 2

西区役所山田支所 (以下「山田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 4 年 9 月 30 日 (金) から同年 10 月 14 日 (金) まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び山田支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を、環境学習センターにあつては 10 月 3 日 (月)、10 日 (月)、11 日 (火) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、西区役所及び山田支所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 576 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目 173 番	令和 4 年 9 月 9 日
名古屋市緑区ほら貝三丁目 233 番 1	令和 4 年 9 月 9 日
名古屋市緑区ほら貝三丁目 233 番 2	令和 4 年 9 月 9 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

財 政 局
健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 財 政 局 （略） 税 務 部 税 制 課 税 務 係 （1）～（13）（略） （14）（略） （略） 主 査（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整）（3） （1）（略）</p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 財 政 局 （略） 税 務 部 税 制 課 税 務 係 （1）～（13）（略） <u>（14） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る調整に関すること。</u> （15）（略） （略） 主 査（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等）の支給に係る調整）（3） （1）（略） <u>（2） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る調整に関する</u></p>

<p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>高齢福祉部</p> <p>(略)</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>地域福祉係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金) (3)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>こと。</u></p> <p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>高齢福祉部</p> <p>(略)</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>地域福祉係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急 支援給付金に関すること。</u></p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金等) (3)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急 支援給付金に関すること。</u></p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この達は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第20号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び
氏名について

令和4年9月25日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年9月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

住 所	氏 名
名古屋市南区桜台一丁目27番18号	藤澤 千秋

名古屋市選挙管理委員会事務局

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 4 年 9 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 6 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会
規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 9 号中「後 8 週間以内」を「以後 1 年を経過する日までの期
間」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第13号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和4年9月30日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号

2 納入義務者から委託を受ける歳入

名古屋市電子申請サービスによって徴収する名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第16条第1項第3号に規定する手数料

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和4年10月1日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第25号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号の3中「出産日後8週間以内」を「出産日以後1年を経過する日までの期間」に改める。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第7号の2中「出産日後8週間以内」を「出産日以後1年を経過する日までの期間」に改める。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

勤務条件通知書

		年 月 日	
様		名古屋市上下水道局長	
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)	
	休日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日)	
年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	
	付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	
	時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)	
	代日休暇	有	
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
		無給	介護休暇、無給休暇
※ 各休暇の利用・日数(時間)には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年上下水道局管理規程第10号)			
休暇・職免	職務に専念する義務の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 	

休暇・職免		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合 	
<p>※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）</p>			
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期支代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
期末手当	（有（6月，12月），無）		
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	共済組合，厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ），無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

勤務条件確認書

年 月 日																
様 名古屋市上下水道局長																
職名	(会計年度)															
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。															
勤務場所																
従事すべき業務の内容																
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間 (時間 分)															
	勤務時間 (時 分～ 時 分)															
	休憩時間 (時 分～ 時 分 (分), 無)															
	超過勤務の有無 (有, 無)															
週休日・休日	週休日 (毎週 曜日, 週間を通じて 日)															
	休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）															
休暇・職免	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">年次休暇</td> <td>付与時期</td> <td>(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)</td> </tr> <tr> <td>時間単位休暇</td> <td>(年度内で5日分を上限として, 1日を 時間に分割)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代日休暇</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の休暇</td> <td>有給</td> <td>産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇</td> </tr> <tr> <td>無給</td> <td>介護休暇、無給休暇</td> </tr> </table>	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として, 1日を 時間に分割)	代日休暇		有	その他の休暇	有給	産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇	無給	介護休暇、無給休暇
	年次休暇		付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)												
			付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)												
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として, 1日を 時間に分割)													
	代日休暇		有													
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇													
無給		介護休暇、無給休暇														
※ 各休暇の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）																
職務に専念する義務の免除	<table border="1"> <tr> <td>有給</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 </td> </tr> </table>	有給	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 													
有給	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 															

		<ul style="list-style-type: none"> 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳6月までの子の保育の場合 公務上傷病の療養の場合 要介護者の介護の場合 骨髄バンク事業への協力の場合 	
<p>※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）</p>			
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期支代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
期末手当	（有（6月，12月），無）		
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	共済組合，厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ），無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

上記勤務条件について確認しました。

年 月 日

署名（自署）

(名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ケ中「第3項」を「第6条第3項」に改める。

第6条第2項第3号中「の承認に係る期間が1月以下である者」を「が次に掲げるものである場合」に改め、「除く」の次に「。第9条第2項第2号において同じ」を加え、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年名古屋市条例第17号。以下「育休条例」という。)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

第9条第2項第2号中「(育児休業の承認に係る期間が1月以下である者を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第22号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程及び職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号の3中「出産後8週間以内」を「出産日以後1年を経過する日までの期間」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例施行規程(平成4年名古屋市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第3条の2の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

第3条の2第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第2条の3第3号に規定する特別の事情とは、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第23号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第39条を次のように改める。

（共済組合の短期給付等）

第39条 別に定める会計年度任用職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく名古屋市職員共済組合が実施する短期給付及び福祉事業の対象の組合員となる。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第24号

期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第7条第2項第3号中「の承認に係る期間が1箇月以下である者」を「が次に掲げるものである場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生した日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRF新守山ショッピングセンター
名古屋市守山区新守山2830番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
日本貨物鉄道(株)	代表取締役 眞貝 康一	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	変更なし	代表取締役 犬飼 新	変更なし

3 変更の日

令和4年6月24日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 9月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月27日から令和 5年 1月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月27日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課